

厚生年金保険に係る法律の公布 (平成21年5月1日)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

平成21年5月1日付で次の2つの法律が公布されていますので、ご案内いたします。

- (1) 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
- (2) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

ポイント

(1) 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

厚生年金保険法第87条(延滞金)の条項の改正と同法附則第17条の14の追加により、延滞金を計算する場合の保険料額に乘じる割合について、次表の通り改正されています。

改正前	改正後
一律年14.6%	<p>当初3ヵ月間(注1) 年7.3%。ただし、当分の間は特例基準割合(注2)が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合。現行では特例基準割合が適用され、<u>年4.3%</u>となります。</p> <p>上記の期間経過後 年14.6%</p>

(注1) 当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間

(注2) 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

この法律は、平成22年1月1日から施行され、施行日以後に納付期限の到来する厚生年金基金の掛金(厚生年金保険法第140条第1項の規定による徴収金を含む。)に係る延滞金について適用されます。(同日前に納付期限の到来する掛金に係る延滞金については、改正前の割合が適用されます。)

なお、本件につきましては、当社総幹事基金様に、別途「厚生年金基金事務ニュース」でのご案内を予定しております。

(2) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

いわゆる国の年金記録問題への対応として新たに表記の法律が定められ、「時効特例法」の規定により支払うものとされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものについては、適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるよう「保険給付遅延特別加算金」(その算定方法は政令で定められる予定)が支給されます。

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、施行日前に適正な年金記録への訂正が行われて当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合についても準用されます。

この法律及びこの法律に関連して今後公布される予定の法令による厚生年金基金の行う給付等への影響の有無につきましては、厚生労働省に確認いたしまして、改めてご案内申し上げます。

以上

